

広島県教育委員会告示第一号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第二十九条第二項の規定によつて、次の表に掲げる文化財を広島県無形民俗文化財に指定する。

平成二十四年一月二十六日

広島県教育委員会

委員長 平田克明

種別	名称	伝承地	保存に当たる者
芸能	原神楽	廿日市市原	伊勢神社神楽団